

障がい者コミュニケーション条例の改正について

1 条例の概要

「札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」は全ての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため平成29年12月に施行された。条例の施行後は障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進するため、市民向け講座の開催や手話講座の開催、小中学生に向けた条例啓発漫画の作成など様々な施策を推進してきた。

2 条例改正について

障がい者を取り巻く環境の著しい変化を受け、昨年度に実施した「札幌市コミュニケーション促進委員会」にて、近年の法改正の趣旨を適切に条例へ反映すべきとの意見を踏まえ、以下の4つの観点で本条例の一部改正を行う予定。

① 高次脳機能障害者支援法の施行に伴う見直し（第2条第1号関係）
「高次脳機能障害者支援法」の施行の趣旨に鑑み、条例に定める障がい者の定義の中に「高次脳機能障がい」を明記し、適切な理解促進と支援を推進する。
② スマートフォンの普及等に伴う手段の例示の見直し（第2条第3号関係）
近年の情報通信技術の進展を踏まえ、条例で例示する「障がい特性に応じたコミュニケーション手段」に、普及率の高い「スマートフォン」を追加する。
③ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に伴う見直し（第3条関係）
「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行の趣旨に鑑み、同法に掲げる基本理念のうち、障がい者コミュニケーション条例に照らして、補うべき観点を新たに取り入れ、既存の基本理念を拡充する。
④ 改正障害者差別解消法の施行に伴う役割の見直し（第6条第2項関係）
法改正において事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことを受け、条例における事業者の役割についても「努力義務」から「義務」へと改める。

3 今後のスケジュール（予定）

時 期	内 容
令和8年9～10月末	令和8年第3回定例市議会にて報告
令和8年11～12月	パブリックコメント実施
令和9年2～3月	令和9年第1回定例市議会にて議案提案
令和9年4月	改正条例施行